「国際園芸博覧会」山梨県屋内出展企画・運営業務仕様書

1 委託業務名

「国際園芸博覧会」山梨県屋内出展企画・運営業務

2 業務の目的

県は、令和９年に開催される２０２７年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）において、屋内出展施設「はなめぐり」に出展し、花きをはじめとする優れた農産物の魅力や先進的な取り組みなどを広く発信することとしている。

本業務は、この出展をより効果的で魅力的な内容とするため、出展に関する企画、運営計画の策定及び展示ブースの設置などに必要な資機材の調達、設営・運営・撤去等を委託するものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和９年１１月３０日（火）までとする

4 博覧会及び出展概要

（1）博覧会

開催期間　　令和９年3月１９日（金）～9月２６日（日）（１９２日間）
会　　場　　神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
来場想定　　1,５００万人
博覧会公式ホームページ　　https://expo2027yokohama.or.jp/

（2）出展概要

期　　間　　令和９年８月２８日（土）～９月５日（日）（９日間）
　　※搬入・設営は８月２６～２７日、撤去・搬出は９月６日
会　　場　　はなめぐり（屋内出展施設）
面　　積　　①展示ブース　１区画 約１５㎡（間口４.５m、奥行３.４m）
　　②イベントスペース　２区画 約８㎡（間口４m、奥行２m）
出展概要　　①展示ブース　花き、ブドウ、ワイン等によるガーデン型展示
　　②イベントスペース　県産花きを中心としたＰＲスペース
来場想定　　１日あたり 3,500 人程度を想定

5 想定する出展内容

県のシンボルである富士山を象徴的なモチーフとして、豊かな自然環境に育まれた花き、果実、ワイン等の魅力と、持続可能な社会の実現に貢献する先進的な取組を一体的に発信し、本県のブランドイメージである「上質」「先進的」を国内外の来場者へ訴求することで、認知度の向上、興味・関心の喚起、ＳＮＳによる情報拡散、さらには県産品の購買や観光誘客等の行動変容につなげることを目的とする。

・富士山をはじめとした豊かな自然と、その恵みから生まれる花き、果実、ワインなどの上質な地域資源を視覚的・感覚的に体験でき、写真、動画の撮影、SNS で共有したくなるような空間演出
・タッチパネル式デジタルサイネージを活用した、花き、果実、ワインなどの情報提供、各種媒体からリンク可能な博覧会サイトによる観光情報、SDGs 関連施策等の効果的な提供
・イベントスペースにおける花き、果実の展示および施策紹介パネルなどによるＰＲ

6 委託業務

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）のサステナビリティ及びアクセシビリティに関する取組（※１）、博覧会協会が提供するレギュレーションに関する資料（※２）を踏まえ、以下の（１）～（６）の業務を実施すること。

業務の実施に当たっては、県と協議を重ね、本県の魅力が来場者に伝わるような企画、ブース設置・運営等を実施すること。

（※１）サステナビリティに関する取組み：https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/
アクセシビリティに関する取組み：https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/
（※２）本業務の受託者に対し、県から提供する。

（１） 基本計画の企画・作成

ア　展示タイトル（30 文字以内)、サブタイトル（30 文字以内）の作成
次案のほか 2 案を日本語と英語で提案すること。
（タイトル）やまなし　～未来へ続く道～
（サブタイトル）　自然と共生した持続可能な「やまなし」を目指して

イ　展示コンセプト、イメージパース

ウ　実施設計書（令和９年４月９日に博覧会協会に提出予定）

エ　備品、機材、物品、人員等の整理、調達、運搬にかかる計画

オ　出展による効果測定（ＫＰＩの設定、効果測定方法）

カ　出展・ＰＲに係る概算見積書の作成

キ　工程表の作成
※基本計画については、第１回報告時に提出すること

（２）出展までの事前準備（以下の業務は（１）基本計画を踏まえて実施すること）

ア　展示ブース設置に必要な資材、設備、物品等の調達及び装飾物の手配
・装飾に使用する花き、草花、花木、果実等は、特別な事情がない限り県産品とし、調達にあたっては、県の助言・指導を受けること（※１）
・展示ブース内に画面サイズ１㎡以内（18～19 インチを想定）のタッチパネル式デジタルサイネージを設置（※２、※３）

・デジタルサイネージの操作画面（ＵＩ）設計、デザイン、実装（日本語及び英語）およびデジタルサイネージ、県ホームページなど各種媒体からリンク可能な博覧会専用サイトの制作（※４）

・イベントスペースに鉢花や切り花、果実等のディスプレイが可能な什器及び施策紹介パネルなどを設置（電気使用は不可）

（※１）花き等の生育状況により、県との協議の上、実施設計段階から品目・数量等を変更することがある

（※２）インターネット環境がないため、必要な場合はポータブルルーター（ポケット Wi-Fi 等）を設置するか、あらかじめサイネージにデータを蓄積しておく

（※３）タッチパネルで選択できるカテゴリは県と協議の上で決定する。各カテゴリに必要な画像、動画コンテンツは県が提供することを想定

（※４）博覧会開催期間を通じ開設・運用すること

イ　運営経費の算出（人件費（※１）、メンテナンス費、光熱水費、備品・消耗品費、旅費・宿泊費、施設使用料 等）

ウ　宿泊施設の確保（県職員分等で各日２～３ 部屋程度が必要になる見込み（※２））

（※１）屋内展示施設の開館時間中、受託者が常時１人以上の人員を配置すること（県職員は各日２～３人参加予定）

（※２）宿泊料金や宿泊地については県と協議の上、決定することとする。但し、県職員分については、確保のみで支払いは県負担とする。

（３） 設営・運営・撤去に関すること

ア　設営（県と協議の上、以下の対応を行うこと）

・展示ブース用資材、装飾物等の運搬、ブース制作

・イベントスペースの什器、展示物の設置

イ　運営（県と協議の上、外国語対応やユニバーサルデザイン等への対応を行うこと）

・展示期間中、花き、果実などを常に良好な状態に維持するとともに、清掃、ゴミ処理等を行うこと

・デジタルサイネージの保守管理を行うこと

・来場者の安全確保を適切に行うとともに、運営上のトラブルが生じた場合に対応できるようにすること

ウ　撤去

・展示ブース・イベントスペースの撤去

・本業務で制作した展示ブースの装飾物のうち、二次利用が可能なものについては、県有施設等で活用することを想定しており、県と協議の上、二次利用するものは指定する場所に搬入すること

エ　上記ア～ウの事業の実施にあたり、本県展示及びその隣接ブースや同会場内における展示等（※１）の実施に支障が生じないよう、必要な調整や協議等を行うこと

（※１）会場レイアウト、同時出展者情報は本業務の受託者に対し、県から提供する。

（４）博覧会協会や関係者への支払いに関すること

ア　博覧会協会が加入を義務づける財産（火災）保険、動産総合保険に加入すること。その他、必要な保険に加入すること（委託料に含む）

イ　博覧会協会が求める施設利用料等の出展に関する一切の経費を県に代わって支払うこと（委託料に含む）

ウ　県と協議の上、県が調達した資材や設備、物品に関する支払いや関係団体等に対する交通費や謝金支払いを行うこと（委託料に含む）

エ　県が指定する関係者や県職員等について、県と協議の上、現地までの交通手段や宿泊の手配を行うこと。なお、県職員の交通及び宿泊に要する費用は、委託料には含まない。

（５）事業全般に関すること

ア　出展に必要な申請・届出等の手続きについては、関係官公庁や博覧会協会等に確認した上で受託者が代行すること。ただし、県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜、県に相談すること

イ　博覧会協会等が求める提出書類の作成を行うこと

ウ　その他、必要な関係団体等と十分な調整を行うこと

（６）その他

ア　展示期間中に展示ブースやイベントスペースの状況の写真を撮影すること

イ　展示記録、来場者・参加者数の集計、事故・トラブル及び苦情処理等の記録、その他必要事項の記録を報告書にまとめて提出すること。詳細な手法等については県と協議の上決定することとする

ウ　県が実施する広報活動や、報道機関の取材には必要な協力を行うこと

７ 県から貸与･提供を想定しているもの（以下のコンテンツの調達費用は不要）

・デジタルサイネージ、博覧会専用サイト用コンテンツ

・施策紹介用パネルデータ

・イベントスペースに展示する花き（鉢花、切り花）、果実

８ 業務実施体制

・事業の実施に当たっては、業務を総括する責任者を置く等、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること

・県への連絡・報告・協議を密に行い、業務が遂行できるよう人員を確保すること

・経費や事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること

・本業務を円滑に進めるため、月２回以上の県との打合せの機会を設けること（メールや電話でのやり取りは除く）

・受託者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと

・受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと
・業務の進捗状況を管理し、円滑に業務を遂行するとともに、経費の管理、業務の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること

9 県への実施報告

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者との連絡調整を密にし、県からの求めに応じて遅滞なく実施状況を報告すること。また、県や関係機関と協議を行った時には打合せ記録を作成し、県に提出すること。

委託業務完了後は、速やかに実施報告書を県に提出すること。

10 成果品等の提出期限及び納品場所

（1）成果品

ア　実施計画

・「6　委託業務」で示した業務内容を盛り込んだ基本計画書
・実施設計書については、博覧会協会への提出（令和９年４月９日を予定）後、審査過程で修正の可能性がある
・成果品は電子ファイルで提出すること

イ　運営業務関連書類

・ 運営業務関連書類（施工、ブース展示等の記録、ＫＰＩに関するデータ）
・上記に係る電子データ一式
※詳細については受託者選定後に県と協議の上決定する
※再利用するコンテンツ・装飾品等については県と協議の上で対応すること

（2） 納品期限

・アに関する成果品 令和９年２月２６日
・イに関する成果品 令和９年１１月３０日

（3） 納入先

山梨県農政部果樹園芸振興課

11 留意事項

・委託業務の遂行に際し、企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある
・委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること
・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと

・委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「『国際園芸博覧会』山梨県短期出展企画・運営業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
・委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない
・委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属し、本業務終了後においても県が自由に無償で使用、加工ができるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする
・受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず肖像権や著作権等の了承を得て利用すること。第三者の肖像権や著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと
・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から５年間保存しておくこと
・委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。また、博覧会協会が定める規定・レギュレーション等を遵守すること

12 その他

（１）再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ること

（２）仕様の変更について

受託者は、感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができる

（３）記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと